

証券コード 4987
2019年6月6日

株 主 各 位

東京都品川区広町一丁目4番22号
株式会社 寺岡製作所
代表取締役社長 辻 賢 一

第109期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第109期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月20日(木曜日)午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日(金曜日) 午前10時 (開場午前9時)
2. 場 所 東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリOTTホテル
地下1階 ゴテンヤマ ボールルーム ノース
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
 - 報告事項 1 第109期(2018年4月1日から2019年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第109期(2018年4月1日から2019年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役1名選任の件

- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役の報酬限度額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

議決権の行使を委任できる代理人は、当社定款の規定に基づき、議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。代理人がご出席される際は、代理権を証する書面（委任状等）、ご本人および代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料としてこの「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎開会時刻間際は受付の混雑が予想されますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.teraokatape.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を、最も重要な経営課題の一つとして認識しており、安定的な配当の継続を利益還元の基本方針といたしております。株主の皆様への利益配分に関する基本的な考え方としましては、当期の経営成績、財政状態、キャッシュ・フロー、配当性向など配当水準に影響を及ぼす各要素に加え、今後の事業戦略、事業展開の方針や予想などを総合的に勘案し、投資のための資金確保にも配慮しつつ決定することとしております。

このような基本方針のもと、第109期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円 総額126,663,930円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) インターネット開示（ウェブ開示）制度導入（改定案第13条を新設）
インターネットの普及を考慮して、印刷費や郵送費等のコスト削減につなげるため、法務省令の規定に基づき、株主総会参考書類等への記載事項の一部をインターネットにより開示することを可能とするものです。

(2) 取締役の員数の上限増加（現行定款第18条を変更）
内外における経営環境の多様化に柔軟かつ迅速に対応する経営体制の構築を図るとともに、経営の監督機能を強化するべく独立社外役員確保の態勢を整えるため、取締役の員数枠を8名以内から10名以内に変更するものであります。

(3) 役員との責任限定契約（改定案第25条、第34条を新設）
非業務執行取締役および監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、当社と非業務執行取締役および監査役との間で責任をあらかじめ限定する契約を締結することができる旨を新設するものであります。なお、非業務執行取締役との責任限定契約に係る規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。役員との責任限定契約を締結した場合、遅滞なく東京証券取引所における適時開示を行う予定です。また、当社は責任限定契約を締結する役員を選定するにあたり、情報の非対称性に考慮し、主に社外取締役や非常勤監査役を対象とすることとしております。

(4) その他
上記規定の新設にともなう条数の繰り下げを行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(注) 変更を要する条文のみ記載いたしました。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第13条～第17条 (条文省略)</p> <p>第18条 (取締役会の設置および取締役の定員ならびに選任) 当社は、取締役および取締役会を置く。 2. 当社の取締役は<u>8名以内</u>とし、株主総会の決議によって選任する。 3. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 4. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>第19条～第23条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第24条～第31条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第32条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第13条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第14条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第19条 (取締役会の設置および取締役の定員ならびに選任) 当社は、取締役および取締役会を置く。 2. 当社の取締役は<u>10名以内</u>とし、株主総会の決議によって選任する。 3. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 4. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>第20条～第24条 (現行どおり)</p> <p>第25条 (取締役の責任免除) 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第26条～第33条 (現行どおり)</p> <p>第34条 (監査役の責任免除) 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第35条～第43条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役橋本徳也氏が辞任により退任いたしますので、取締役1名の補欠選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本取締役候補者は、取締役橋本徳也氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、在任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者の指名を行うに当たっての方針・手続きにつきましては、当社の企業理念・経営理念を深く理解し、当社の更なる発展に貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を的確に掌握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令および企業倫理の遵守に徹する姿勢・見識を有すること等を総合的に判断し、取締役会における決議に基づき、選定及び指名を行います。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 〔生年月日〕	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
新任 社外 和田賢明 〔1963年8月18日生〕	1986年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2019年4月 同社繊維資材・ライフスタイル部長 現在に至る	一株
【社外取締役候補者とした理由】 和田賢明氏は、伊藤忠商事株式会社において営業分野での豊富な経験と実績を有しており、当社の論理に捉われず、取締役会において経営改革推進の観点より積極的な提言・助言を頂戴することを期待できるとともに、同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、当社のコーポレートガバナンス強化に資するところが大きいと判断し、社外取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 和田賢明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、和田賢明氏の社外取締役選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間で損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 和田賢明氏は、特定関係事業者（主要な取引先）である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役野見山豊氏、渡邊順氏、三宅正樹氏は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者の指名を行うに当たっての方針・手続きにつきましては、当社の企業理念・経営理念を深く理解し、取締役の職務の執行を適切に監督し、法令または定款違反を未然に防止するとともに、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、取締役会における決議に基づき、選定及び指名を行います。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 〔生 年 月 日〕	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	再任 の み や ま ゆ た か 野見山 豊 〔1954年3月16日生〕	1977年4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 2004年4月 当社入社 2005年7月 総務部長 2007年6月 執行役員管理本部副本部長兼総務人事部長 2008年6月 取締役管理本部長兼総務人事部長 2010年4月 取締役管理本部長 2011年6月 監査役 株式会社カナデン社外監査役（現任） 現在に至る	8,751株
【監査役候補者とした理由】 野見山豊氏は、経営管理に知悉しているほか、取締役としての経験も有していることから、経営の監督にも十分な経験を有しているため、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監視できると判断し、監査役候補者としたしました。			
2	再任 わ た な べ じ ゅ ん 渡 邊 順 〔1954年12月7日生〕	1978年5月 当社入社 2004年4月 東京支店長 2007年6月 執行役員営業本部副本部長、東京支店長 2008年6月 取締役営業本部長、海外営業部長 2014年1月 上級執行役員、寺岡製作所（香港）有限公司董事長・総経理、寺岡（上海）高機能膠粘帯有限公司董事長・総経理、寺岡（深圳）高機能膠粘帯有限公司董事長・総経理 2016年6月 監査役 現在に至る	12,010株
【監査役候補者とした理由】 渡邊順氏は、国内外における営業全般に知悉しているほか、取締役としての経験も有していることから、経営の監督にも十分な経験を有しているため、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監視できると判断し、監査役候補者としたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 社外 み やけ まさ き 三 宅 正 樹 (1960年9月29日生)	1983年4月 東洋信託銀行株式会社(現 三菱UFJ信託銀行株式会社) 入行 1998年12月 同行大阪証券代行部公開業務室長 2007年4月 同行証券代行営業第4部長 2010年6月 同行執行役員証券代行営業第4部長 2010年8月 同行執行役員証券代行営業第2部長 2014年6月 エム・ユー・トラスト総合管理株式会社取締役副社長(現任) 2015年6月 当社監査役 現在に至る	一株
【社外監査役候補者とした理由】 三宅正樹氏は、エム・ユー・トラスト総合管理株式会社において経営に関する業務経験を培われているほか、経営管理分野で幅広い経験と知見を有しているため、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監視できると判断し、社外監査役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の保有する当社株式の数は、持株会における持分を含んでおります(1株未満切り捨て表示)。
3. 三宅正樹氏は、社外監査役候補者であります。
4. 第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、渡邊順氏及び三宅正樹氏の監査役選任が承認可決された場合は、当社は両氏との間で損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 三宅正樹氏につきましては、特定関係事業者である三菱UFJ信託銀行株式会社を2014年6月に退職しております。
6. 三宅正樹氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
7. 事業報告に記載のとおり、社外監査役である三宅正樹氏の在任中に、当社製品の一部に関する不適切行為の事実が判明しました。三宅正樹氏は、当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんでした。日ごろから取締役会及び監査役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っております。当該事実の判明後は、当該事実の徹底した調査および再発防止を指示するなど、その職責を果たしております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 〔生年月日〕	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
新任 社外 <small>すが や まさ ゆき</small> 菅谷 真之 〔1969年3月7日生〕	1991年4月 株式会社カナデン入社 2013年4月 同社経営戦略室経営企画部長 2016年6月 同社経営戦略室経営企画部長兼経理財務室経理部長 2018年4月 同社事業推進室事業企画部長 2018年7月 同社管理統括室経理財務部長 現在に至る	一株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 菅谷真之氏は、株式会社カナデンにおいて経営企画業務に携わられており、社外監査役に就任された場合、その豊富な経験と幅広い見識を当社の監査業務に活かし、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監視できると判断し、社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 菅谷真之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、菅谷真之氏の監査役選任が承認可決され、監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
 4. 当社は菅谷真之氏が監査役に就任した場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第6号議案 取締役の報酬限度額改定の件

現在の取締役の報酬額は、2011年6月24日開催の第101期定時株主総会において、年額172百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、このたび経営体制の一層の充実を図るため取締役の員数枠を2名増員すること等諸般の事情を考慮し、取締役の報酬額を「年額230百万円以内」（うち社外取締役分年額30百万円以内）と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとして存じます。

また、現在の取締役は8名(うち社外取締役2名)であります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、鉱工業生産が年度後半に弱含んだことを受け企業収益に足踏み状態が見られたものの、家計部門については、実質所得が着実に拡大したことなど、雇用・所得環境の改善が続き緩やかな回復基調で推移しましたが、米中貿易摩擦の激化により中国の景気が悪化したことに加え、欧米景気のスローダウンが見られることなど、当社を取り巻く環境は、年明け以降急速に悪化し、予断を許さない状況が続いております。

営業部門では、研究開発部門と連携を密にした、独自開催の展示会を開催するなど当社製品の絶縁、高耐熱、強粘着といった強みをアピールし、新規受注の獲得を図るとともにお客様とのコミュニケーションを重視し、売り方の改革を進めております。研究開発部門では、高付加価値新製品を上市しております。また、生産部門では、大きく飛躍する為の「ものづくり」改革や各種システム化を計画し、一部着手しております。品質保証部門においては、2018年4月に開示した不適切行為問題を二度と起こさないために、営業部門、生産部門、研究開発部門との協働により、社内規格の厳格運用を図り、品質保証体制のより強固な基盤を確立するべく全ての役員、社員が一致団結して取り組んでおります。企業統治や内部管理においては、監査機能の強化を図るとともに、全社的なコンプライアンス教育を継続的に実施することにより、全ての役員、社員に法令遵守を励行せしめるなど、企業倫理の向上に真摯に取り組むことで企業風土改革を着実に進めております。

その結果、当連結会計年度の売上高は、235億58百万円（前期比3.3%増）となりました。また、中期経営計画の実現に向け、専門職を含め積極的な採用を継続しているため、販売費及び一般管理費が増加し、営業利益は、11億44百万円（前期比13.3%減）、経常利益は円安の影響もあり、13億66百万円（前期比12.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億34百万円（前期比12.3%増）となりました。好調を維持していたモバイル機器向け電子用テープが、中国の景気減速の影響を受け、苦戦を強いられ、2018年10月23日に発表しました、業績予想を下回る結果となりました。

当社グループの事業は、粘着テープの製造・販売の単一セグメントであります。製品部門別の売上高状況は以下のとおりです。

〔梱包・包装用テープ〕

通販を中心とするコンシューマー関連製品が堅調であり、また建築工事用テープが好調を維持しておりましたが、年明けより全般的な荷動きが低調となり、当部門の売上高は前期と同水準の37億23百万円となりました。

〔電機・電子用テープ〕

第3四半期まで電子部品工程用テープ、自動車部品用テープの販売が好調に推移したものの年末より中国のモバイル機器の生産が急激に減少し、当製品部門の売上高は122億1百万円（前期比5.6%増）にとどまりました。

〔産業用テープ〕

自動車部品用テープの販売が低調に推移したものの、インフラ・建築関連で主力製品である養生布テープ、ポリエチレンクロステープが堅調であったことなどにより、当製品部門の売上高は微増の76億32百万円（前期比1.2%増）となりました。

製品部門別連結売上高は、下表のようになります。

区 分	売上高 第108期 百万円	売上高 (当連結会計年度) 第109期 百万円	構 成 比 %	前 期 比 %
梱 包 ・ 包 装 用 テ ー プ	3,723	3,723	15.8	0.0
電 機 ・ 電 子 用 テ ー プ	11,550	12,201	51.8	5.6
産 業 用 テ ー プ	7,542	7,632	32.4	1.2
合 計	22,815	23,558	100.0	3.3

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は6億49百万円であり、主に各工場の合理化投資であります。この設備資金は、全額自己資本を充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

＜当社の一部製品に関する不適切行為＞

2018年4月6日付で公表いたしました、当社の一部製品に関する不適切行為につきまして、同年6月29日付で、外部の有識者を構成員とする社外調査委員会より本事案にかかる調査報告書を受領し、同年7月20日付で当社の本事案に対する再発防止策を公表いたしました。当社では、かかる再発防止策を愚直に推進し、コンプライアンス態勢の強化や品質管理・保証体制の充実に以下のように取り組んでおります。

①コンプライアンス態勢の強化

当社グループが良き企業市民としての社会的責任（CSR）を果たすとともに健全かつ誇りを持てる企業風土を醸成してまいります。これに加え、コンプライアンス（企業倫理・法令の遵守）態勢の強化についても最も重要な経営課題の一つとしてとらえ、コンプライアンス委員会活動を通じた全社的かつ積極的な取り組みを行うほか、eラーニングによる全社教育などを継続して行うことにより社員のコンプライアンス意識の底上げを行ってまいります。

②品質管理・保証体制の充実

原理原則に基づいた品質教育を徹底して実施するとともに、ヒューマンエラーを排した検査システムを導入することにより、品質管理要求水準が最も高い業界からの要請にも応じられる体制を構築するなど、品質リスクマネジメントを厳格に実施することにより、当社の企業価値向上と株主共同の利益を実現できるよう取り組んでまいります。

＜第二次中期経営計画Phase 2の策定＞

当社は、企業価値、ひいては株主共同の利益の一層の向上を図るため、2015年4月からの6年間にわたる第二次中期経営計画（以下「Teraoka100」と言います）の後半、2018年4月から2021年3月までの3年間を対象期間とするTeraoka100 Phase 2を改めて策定しました。

Teraoka100 Phase 2のビジョンを実践するうえで、共有すべき価値観や規範とすべき行動を「基幹行動指針A to F」として示し、これを私たちひとり一人が実践することで、Phase 2の基本戦略・目標をやり遂げます。具体的には、「強い現場力を発揮できる人材の育成」、「全社的ものづくり改革」、「成長のための事業・製品ポートフォリオ構築」、「連結経営戦略、海外戦略の強化」の4つの基本戦略を実施することにより、「売上高300億円」、「営業利益率10%」、「すべての利害関係者にとって、すなわち株主、お客様、私たち社員、そして社会にとって欠かせない企業となる」こと、「お客様から真っ先に頼られるソリューション提供企業になる」ことなどの実現を通し、ビジョンに掲げる「スゴイ存在感のある企業」に生まれ変わります。Phase 2の最終年度に当たる2020年度には創業100周年を迎えますが、その次の100年も当社が広く社会から認知され、より一層必要とされる企業となるために、Phase 2では社員ひとり一人が従来の考え方や行動を抜本的に変革し、CSRとも真摯に向き合い、新たな取り組みへ貪欲に挑戦することで経営基盤の再構築をやり遂げます。

テープそのものは目立たない所で使われる地味な存在ですが、常に新たな価値を創造することに挑み、お客様にとって、社会にとって欠かすことのできないパートナーとして存在感のある企業へと飛躍してまいります。

<経営課題>

①売上高営業利益率の継続的確保

当社製品ユーザーとの活発なコミュニケーションによりそのニーズを深くかつ網羅的に把握すること、および重点セグメントに人材資源を集中的に投入して効率的な営業活動を行うことなどにより売上高営業利益率の向上を確保してまいります。

②将来を展望した生産体制構築および新製品開発

最適な生産体制を構築するための設備のスクラップアンドビルドを推進し品質のさらなる向上を実現するとともに、生産、研究および営業部門間の有機的な協働を進め、環境問題に配慮しつつ、高い付加価値が見込めかつ収益率の高い新製品をタイムリーに上市するよう努めてまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第106期 2016年3月期	第107期 2017年3月期	第108期 2018年3月期	第109期 (当連結会計年度) 2019年3月期
売上高(百万円)	21,770	21,262	22,815	23,558
経常利益(百万円)	851	702	1,216	1,366
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	727	616	921	1,034
1株当たり当期純利益(円)	27.62	23.96	36.37	40.84
総資産(百万円)	33,494	34,639	35,575	35,854
純資産(百万円)	27,962	27,994	28,686	28,978
自己資本比率(%)	83.5	80.8	80.6	80.8

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第106期 2016年3月期	第107期 2017年3月期	第108期 2018年3月期	第109期 (当事業年度) 2019年3月期
売上高(百万円)	20,903	20,556	21,672	22,710
経常利益(百万円)	551	523	845	1,026
当期純利益(百万円)	492	501	727	750
1株当たり当期純利益(円)	18.69	19.52	28.72	29.63
総資産(百万円)	33,445	34,493	35,182	35,047
純資産(百万円)	27,957	27,892	28,493	28,461
自己資本比率(%)	83.6	80.9	81.0	81.2

(5) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
神栄商事株式会社	16百万円	100.0%	粘着テープの販売
寺岡製作所(香港)有限公司	20,000千香港ドル	100.0%	粘着テープの販売
寺岡(上海)高機能膠粘帯有限公司	1,000千米ドル	100.0% (70.0%)	粘着テープの 切断加工および販売
寺岡(深圳)高機能膠粘帯有限公司	1,000千米ドル	100.0% (100.0%)	粘着テープの 切断加工および販売
PT.Teraoka Seisakusho Indonesia	41,000千米ドル	100.0% (6.1%)	粘着テープの 製造および販売

(注) 議決権比率の()内は間接所有割合で内数。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

下記製品の製造および販売

梱包・包装用	布粘着テープ (オリーブテープ) クラフト粘着テープ (カートンテープ) ポリプロピレンフィルム粘着テープ (パックテープ) 等
電機・電子用	ポリエステルフィルム粘着テープ アセテートクロス粘着テープ コンビネーション粘着テープ カプトン [®] 粘着テープ ノーマックス [®] 粘着テープ ガラスクロス粘着テープ 導電性シールド粘着テープ エポキシ樹脂含浸テープ 熱伝導性両面テープ フィルム両面テープ 発泡体両面テープ等
産 業 用	ポリエチレンクロス粘着テープ (P-カットテープ) 養生布テープ 不織布両面テープ 標示用テープ 気密防水用テープ 表面保護シート等

(7) 主要な営業所および工場

① 当 社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 品 川 区
東 京 支 店	東 京 都 品 川 区
大 阪 支 店	大 阪 市 東 淀 川 区
名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 北 区
茨 城 工 場	茨 城 県 北 茨 城 市
佐 野 工 場	栃 木 県 佐 野 市
函 南 工 場	静 岡 県 田 方 郡
ソ ウ ル 支 店	韓 国
台 北 駐 在 員 事 務 所	台 湾

② 子 会 社

名 称	所 在 地
神 栄 商 事 株 式 会 社	東 京 都 品 川 区
寺 岡 製 作 所 (香 港) 有 限 公 司	中 国 ・ 香 港
寺 岡 (上 海) 高 機 能 膠 粘 帯 有 限 公 司	中 国 ・ 上 海
寺 岡 (深 圳) 高 機 能 膠 粘 帯 有 限 公 司	中 国 ・ 深 圳
PT.Teraoka Seisakusho Indonesia	イ ン ド ネ シ ア

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 比 増 減
701名	22名増

(注) 本表には臨時従業員(46名)および嘱託(23名)を含みません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
509名	20名増	41.5歳	17.1年

(注) 本表には臨時従業員(7名)および嘱託(23名)を含みません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
(2) 発行済株式の総数 26,687,955株(自己株式1,355,169株を含む)
(3) 株主数 3,578名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	6,672.0	26.34
寺 岡 製 作 所 取 引 先 持 株 会	2,867.3	11.32
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	1,220.0	4.82
寺 岡 敬 之 郎	891.7	3.52
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	818.8	3.23
株 式 会 社 り そ な 銀 行	678.8	2.68
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	581.2	2.29
寺 岡 小 子	526.0	2.08
寺 岡 製 作 所 従 業 員 持 株 会	404.4	1.60
KBL EPB S.A. 107704	374.2	1.48

(注) 自己株式は、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	寺 岡 敬之郎	
代表取締役社長	辻 賢 一	
常 務 取 締 役	内 藤 雅 和	経営全般、品質保証部、経営企画室担当
取 締 役	滑 川 泰 志	技術部門長
取 締 役	石 崎 修 久	管理本部長、総務部長
取 締 役	久 保 達 哉	営業本部長
取 締 役	橋 本 徳 也	伊藤忠商事株式会社繊維資材・ライフスタイル部長 ワタキューセイモア株式会社社外取締役
取 締 役	白 石 典 義	学校法人立教学院理事長
常勤監査役	野見山 豊	株式会社カナデン社外監査役
監 査 役	渡 邊 順	
監 査 役	三 宅 正 樹	エム・ユー・トラスト総合管理株式会社取締役副社長
監 査 役	境 晴 繁	株式会社カナデン常勤監査役

- (注) 1. 取締役 橋本徳也氏および白石典義氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 三宅正樹氏および境晴繁氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 三宅正樹氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 白石典義氏および監査役 境晴繁氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
5. 当期中の取締役の異動
- (1)滑川泰志氏、石崎修久氏および久保達哉氏は、2018年6月22日開催の第108期定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
- (2)大堀裕由氏は、2018年6月22日開催の第108期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	153百万円 (6百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	19百万円 (4百万円)
合 計	13名	173百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2011年6月24日開催の第101期定時株主総会において年額172百万円と決議いたしております。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第96期定時株主総会において年額29百万円と決議いたしております。
4. (取締役および監査役の報酬等の決定方針・手続)
取締役および監査役の報酬等の決定については、株主総会の決議による取締役、および監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営成績、外部環境・経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、また監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役橋本徳也氏は、伊藤忠商事株式会社繊維資材・ライフスタイル部長およびワタキューセイモア株式会社の社外取締役を兼任しております。なお、伊藤忠商事株式会社は当社の大株主であり、当社との間で資本・業務提携を行っております。また、ワタキューセイモア株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役白石典義氏は、学校法人立教学院の理事長を兼任しております。なお、学校法人立教学院と当社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役三宅正樹氏は、エム・ユー・トラスト総合管理株式会社の取締役副社長を兼任しております。なお、エム・ユー・トラスト総合管理株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役境晴繁氏は、株式会社カナデンの常勤監査役を兼任しております。なお、株式会社カナデンと当社との間には特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	橋本徳也	当事業年度開催の取締役会に18回中15回（83％）出席しております。当社の大株主である伊藤忠商事株式会社の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役	白石典義	当事業年度開催の取締役会に18回中15回（83％）出席しております。経営の専門家としての経験と見識に基づき、公正かつ客観的な視点から助言・提言を行っております。
社外監査役	三宅正樹	当事業年度開催の取締役会には18回中17回（94％）、また監査役会には6回中6回（100％）出席しております。金融業務に関する豊富な経験を基に、会計・財務的な見地から必要な提言を行っております。
社外監査役	境 晴繁	当事業年度開催の取締役会には18回中16回（89％）、また監査役会には6回中6回（100％）出席しております。株式会社カナデンにおいて監査業務に携わっており、客観的かつ公平な見地から取締役の職務執行について意見を述べております。

(注) 本事業報告に記載のとおり、当社製品の一部に関する不適切行為の事実が判明しました。社外取締役および社外監査役の各氏は当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っております。当該事実の判明後は、当該事実の徹底した調査および再発防止を指示するなど、その職責を果たしております。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額 該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

井上監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払金額
当事業年度に係る報酬等の額	25百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその解任理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社グループは、取締役ならびに全ての使用人が遵守すべき社内の最高規範として「寺岡製作所企業憲章」を定め、また同憲章の実効性を担保するための具体的な基準として「寺岡製作所役職員行動基準」を定めることにより、単に利益を追求するだけの組織としてではなく、当社グループをして、全てのステークホルダーと健全で公正な関係を維持し、企業の社会的責任も十分考慮したうえで、高度な企業倫理を醸成せしめるものとする。
 - (b) 取締役の職務の執行については、毎月開催される取締役会、あるいは必要に応じて随時開催される臨時取締役会において、各取締役が意見を具申し情報を共有化することにより、相互の監督機能、あるいは牽制機能を有効なものとする体制としているが、事案の性質に応じて、外部の専門家に法令および定款に適合しているか否か検証を委託する。
 - (c) 当社は、監査役会設置会社であり、当社および子会社の取締役の職務の執行に関する不正の行為、または法令ないしは定款に違反する事実を発見した場合、直ちに当社の監査役会ならびに当社および子会社の取締役会に報告され、是正を図るものとする。また、既定の内部公益通報保護規程その他コンプライアンス関連諸規程は、使用人に加え取締役に対してもその遵守を求めているものであり、これらの運用強化を着実に行っていくことで監督・牽制機能の拡充を図っていくものである。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、以下に掲げる電磁的記録媒体を含む重要文書を、法令あるいは社内規定に従い、所定の期間適切に保存するとともに、閲覧可能な状態を維持するものとする。また、業務にかかる情報に関しては「情報管理規程」を定め遵守を励行していくほか、個人にかかる情報に関しては既定の「個人情報取扱規程」に基づき厳正な管理を行う体制を強化する。

 - (a) 株主総会議事録
 - (b) 取締役会議事録
 - (c) 計算書類
 - (d) その他取締役会で決定する重要書類
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 「リスク管理規程」により事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、こ

の規程に沿ったリスク管理体制を整備、構築する。

- (b) 事業上のリスク（労働安全衛生、コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、環境、災害などに係るリスク等）を認識し、リスクカテゴリー毎の管理統括部署を定め、会社横断的にリスクの評価・管理等を行う。
 - (c) 「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」に則り、財務報告の適正性を確保する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、適法性ならびに合理性が十分に認められる業務分掌規程ならびに職務権限規程を設けることにより、また常時組織、体制の見直しを図ることにより、組織の意思決定を迅速に行い、且つ経営の効率化を図る。
- これらの施策は、定例取締役会、臨時取締役会、経営会議等の会合において、その有効性・実効性を検証されるほか、監査役会、内部監査部門、あるいは会計監査人は、必要に応じて連携を密に取り、取締役の業務執行の効率性に対し勧告、指摘等を与えることとする。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社は「関係会社管理規程」に基き子会社の業務執行を管理する体制とし担当役員を置く。また、子会社の取締役に就く当社の役職員は、当該役員の指示により子会社の業務および子会社の取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
 - (b) 子会社を取締役会設置会社とし、当社の役職員が取締役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とする。
 - (c) 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査対象とする。監査結果は当社の代表取締役社長に報告する体制とし、内部監査部門は当社および子会社の内部統制状況を把握・評価する。
 - (d) 当社は子会社の業務内容の定期的な報告を受けるほか、重要案件についてはその内容について当社・子会社間で事前協議を行ったうえで、子会社の取締役会にて協議・審議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。また監査役は当社ならびに子会社の取締役および使用人から重要な業務等については定期的な報告をうけるものとする。
 - (e) 当社および子会社において、法令および社内規定等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部署責任者、当社のコンプライアンス部門に報告する体制とする。

- ⑥ 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制
取締役および使用人は、常勤監査役に対し次に掲げる事項を報告するものとする。
- (a) 適時開示が求められる重要事項
 - (b) 取締役会、経営会議に付議、または報告される事項
 - (c) 内部統制にかかる部門の活動状況
 - (d) 重要な会計方針、会計基準の導入およびその変更
 - (e) 内部公益通報保護制度の運用状況
 - (f) 内部監査部門の活動状況
 - (g) コンプライアンスに関する状況
 - (h) 上記以外に、監査役会がその業務を遂行するために必要と判断し、当社グループの取締役および使用人に対して求めた事項
- 監査役会は、常勤監査役から報告された上記事項につきその適法性、合理性を検証し、取締役および使用人に対し勧告を行う。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役ないしは監査役会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は直ちに当該使用人の人選を行い任命する。任命以降の異動、評価、昇降格など、当該使用人の人事権に係る事項に関しては、取締役の恣意を排除することを担保するために、監査役会の事前の承認を受けるものとする。
- ⑧ 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループ内に周知徹底する。
- ⑨ 取締役および使用人等が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 常勤監査役は、出席する取締役会で報告される業務の執行状況を、監査役会で報告するものとする。
 - (b) 監査役が重要な社内会議に出席し、経営上の情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、経営上重要な事項は速やかに監査役に報告する。
 - (c) 当社の監査役が必要と判断したときは、いつでも当社の取締役および使用人等、ならびに子会社の取締役および使用人等に対して報告を求めることができる。

- (d) 監査役に報告を行った当社の取締役および使用人等ならびに子会社の取締役および使用人等が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- (e) 当社の取締役および使用人等ならびに子会社の取締役および使用人等は、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した場合、直ちに監査役ないしは監査役会に報告するものとする。
- (f) 当社および子会社の代表取締役は、監査役会が定めた監査計画の提示を受け、各部門、グループ各社の監査の実効性を維持できる体制の構築に努めるものとする。
- (g) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供するものとする。

⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役職務の執行に伴い生ずる費用等の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用等の処理については、当該監査役職務に必要でないことが証明された場合を除き監査役の請求等に従い円滑に行う体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「寺岡製作所企業憲章」および「寺岡製作所役職員行動基準」を定め、当社グループの取締役ならびに全ての使用人に周知し、法令はもとより全ての社会規範を遵守できるよう徹底している。さらにコンプライアンス知識向上のため必要な部署において、法務にかかる研修等を実施している。

また、内部公益通報保護制度を整備・周知し、通報があった場合には、通報者の保護に十分配慮した上で、管理本部長が調査し、報告を受けた取締役会がその対応を検討し、是正措置を執る体制を整えている。
- ② 取締役職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「取締役会規則」、「情報管理規程」および「個人情報取扱規程」等に基づき、取締役会の議事録・会議書類、個人情報ならびに機密情報等の適切な保存および管理を行うとともに、必要に応じて取締役および監査役が閲覧できる状態を維持している。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に定めた当社のリスクカテゴリー毎の管理統括部署が当社グループ全体のリスクの評価・管理を行っている。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「取締役会規則」等に基づき、第109期においては、取締役会が18回（内、定例12回、臨時6回）開催された。また、業績や経営目標の進捗管理については、業務報告やシステム等を通じ、迅速かつタイムリーに報告されている。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
子会社の業務執行状況については、定例取締役会の必須報告事項とされており、定期的に当社の取締役会において監視を行っている。
- ⑥ 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制
常勤監査役は、定例取締役会、臨時取締役会等の会合に出席し、必要な報告を受けているほか、監査役監査時やその他、常勤監査役が必要と判断した場合に、常勤監査役の求めに応じて、当社グループの取締役および使用人は当該事項を報告している。
監査役会は、常勤監査役から常に上記事項の報告を受けている。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
該当事項はありません。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
該当事項はありません。
- ⑨ 取締役および使用人等が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
常勤監査役は、取締役会およびその他の重要な社内会議に出席するとともに、取締役等から経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等について報告を受けている。
- ⑩ 監査役 of 職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
監査役 of 職務の執行について生ずる費用等の処理は、監査役 of 請求等に従い適正に行うこととしている。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営課題の一つとして認識しており、安定的な配当の継続実施を利益還元の基本方針の一つに据えております。

配当に関しましては、当期の経営成績、財政状態、キャッシュ・フロー、配当性向などの配当額に影響を及ぼす要素に加え、今後の事業戦略、事業展開の方針や予想などを総合的に勘案し、再投資のための資金確保にも配慮しつつ、一定程度の柔軟性を確保する考え

方をベースとしております。一方で、安定配当を実施することで株主の皆様へ報いるという観点からは、配当総額、あるいは当期純利益変動幅の急増減による配当額の増減を一定の範囲内に収束させることを念頭においた株主資本配当率の考え方を、前述のベースと併せて取り入れることとしております。当社はこれらの考え方にに基づき、過去から安定配当の継続に努めてまいりました。

この配当に関する基本的な考え方に従い、当期の期末配当金につきましては1株あたり5円とし、先に実施いたしました1株あたり9円の間配当金とあわせ、当期の年間配当金は14円とさせていただきます方針であります。

また、次期の年間配当金につきましては、連結業績予想と連動し、14円とさせていただきます予定であります。

(4) 政策保有株式の保有方針および議決権行使基準

① 政策保有株式に関する保有方針

当社における株式の政策保有については、原則として販売先、あるいは購買先などとの長期的な関係強化策の一環として、当社の長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、株式保有先企業の企業価値の向上にもつながるものであるべきとの方針に基づき、個別銘柄の保有については取締役会において適切に決定しております。

一方で、将来に向けた再投資のための資金確保や、株価変動の影響を受けにくい強固な財務基盤の構築、ないしは資本効率性の向上の観点からも、株式発行企業の成長性、収益性等から政策保有にかかる経済合理性を検証しつつ、取引関係強化などの中長期的な視点も踏まえた上で保有の妥当性が認められない場合には、保有株式を計画的に削減する方針としております。

② 議決権行使基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、当社の企業価値向上に資すると判断する議案であればこれに賛成する一方で、当社の企業価値を毀損すると判断するものに対しては反対票を投じることを基本方針としております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類  
 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目                | 金 額           |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| (資産の部)          |               | (負債の部)             |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>20,937</b> | <b>流動負債</b>        | <b>5,594</b>  |
| 現金および預金         | 9,425         | 支払手形および買掛金         | 1,263         |
| 受取手形および売掛金      | 5,685         | 電子記録債務             | 2,602         |
| 電子記録債権          | 1,273         | リース債務              | 19            |
| 商品および製品         | 1,714         | 未払法人税等             | 190           |
| 仕掛品             | 1,252         | 未払費用               | 592           |
| 原材料および貯蔵品       | 1,238         | その他                | 925           |
| その他             | 355           | <b>固定負債</b>        | <b>1,281</b>  |
| 貸倒引当金           | △7            | リース債務              | 229           |
| <b>固定資産</b>     | <b>14,916</b> | 繰延税金負債             | 283           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>10,781</b> | 環境対策引当金            | 315           |
| 建物および構築物        | 3,437         | 退職給付に係る負債          | 42            |
| 機械装置および運搬具      | 2,671         | 資産除去債務             | 301           |
| 土地              | 4,046         | 長期未払金              | 56            |
| リース資産           | 229           | その他                | 51            |
| 建設仮勘定           | 172           | <b>負債合計</b>        | <b>6,875</b>  |
| その他             | 225           | (純資産の部)            |               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>209</b>    | <b>株主資本</b>        | <b>27,278</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,925</b>  | 資本金                | 5,057         |
| 投資有価証券          | 3,579         | 資本剰余金              | 4,643         |
| 退職給付に係る資産       | 119           | 利益剰余金              | 18,039        |
| 繰延税金資産          | 35            | 自己株式               | △462          |
| その他             | 192           | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>1,700</b>  |
| 貸倒引当金           | △0            | その他有価証券評価差額金       | 1,445         |
|                 |               | 為替換算調整勘定           | 263           |
|                 |               | 退職給付に係る調整累計額       | △8            |
|                 |               | <b>純資産合計</b>       | <b>28,978</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>35,854</b> | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>35,854</b> |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額 |        |
|-----------------|-----|--------|
| 売上高             |     | 23,558 |
| 売上原価            |     | 17,201 |
| 売上総利益           |     | 6,356  |
| 販売費および一般管理費     |     | 5,211  |
| 営業利益            |     | 1,144  |
| 営業外収益           |     | 371    |
| 受取利息および配当金      | 104 |        |
| 為替差益            | 206 |        |
| その他             | 60  |        |
| 営業外費用           |     | 149    |
| 支払手数料           | 90  |        |
| 固定資産除却損         | 53  |        |
| その他             | 4   |        |
| 経常利益            |     | 1,366  |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 1,366  |
| 法人税、住民税および事業税   | 294 |        |
| 法人税等調整額         | 38  | 332    |
| 当期純利益           |     | 1,034  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 1,034  |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|-------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高               | 5,057   | 4,643 | 17,385 | △462    | 26,623 |
| 当 期 変 動 額               |         |       |        |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |       | △379   |         | △379   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |         |       | 1,034  |         | 1,034  |
| 自己株式の取得                 |         |       |        | △0      | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |       |        |         |        |
| 当 期 変 動 額 合 計           |         |       | 654    | △0      | 654    |
| 当 期 末 残 高               | 5,057   | 4,643 | 18,039 | △462    | 27,278 |

|                         | その他の包括利益累計額      |          |                  |                     | 純資産合計  |
|-------------------------|------------------|----------|------------------|---------------------|--------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その 他 の<br>包括利益累計額合計 |        |
| 当 期 首 残 高               | 1,847            | 150      | 64               | 2,063               | 28,686 |
| 当 期 変 動 額               |                  |          |                  |                     |        |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |          |                  |                     | △379   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |                  |          |                  |                     | 1,034  |
| 自己株式の取得                 |                  |          |                  |                     | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △402             | 112      | △72              | △362                | △362   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △402             | 112      | △72              | △362                | 292    |
| 当 期 末 残 高               | 1,445            | 263      | △8               | 1,700               | 28,978 |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記  
該当事項はありません。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
  - (1) 連結の範囲に関する事項
 

|             |                                                                                              |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連結子会社……………  | 5社〔寺岡製作所（香港）有限公司、寺岡（上海）高機能膠粘帯有限公司、寺岡（深圳）高機能膠粘帯有限公司、神栄商事株式会社、PT.Teraoka Seisakusho Indonesia〕 |
| 非連結子会社…………… | 該当する会社はありません。                                                                                |
  - (2) 持分法の適用に関する事項
 

|                  |               |
|------------------|---------------|
| 持分法適用の関連会社……………  | 該当する会社はありません。 |
| 持分法非適用の関連会社…………… | 該当する会社はありません。 |
  - (3) 連結子会社の事業年度に関する事項
 

|                                    |        |
|------------------------------------|--------|
| 寺岡製作所（香港）有限公司……………                 | 12月31日 |
| 寺岡（上海）高機能膠粘帯有限公司……………              | 12月31日 |
| 寺岡（深圳）高機能膠粘帯有限公司……………              | 12月31日 |
| PT.Teraoka Seisakusho Indonesia …… | 12月31日 |

 （連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。）
  - (4) 会計方針に関する事項
    - ①資産の評価基準および評価方法
 

|                   |                                                                                                       |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商品・製品・仕掛品・原材料・貯蔵品 | 主として総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)                                                                    |
| 有価証券              | その他有価証券<br>時価のあるもの<br>期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)<br>時価のないもの<br>移動平均法による原価法 |
    - ②減価償却資産の減価償却の方法
 

|                  |         |
|------------------|---------|
| 有形固定資産(リース資産を除く) | 主として定率法 |
| 無形固定資産(リース資産を除く) | 定額法     |
| リース資産            | 定額法     |

### ③引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、その合理的な見積額に基づき計上しております。

### ④退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

#### a.退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### b.数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生の翌連結会計年度より、定率（5年）により費用処理しております。

### ⑤その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理の方法

税抜方式を採用しております。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

### (表示方法の変更)

#### 連結貸借対照表

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前連結会計年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前連結会計年度334百万円）は、当連結会計年度においては「固定負債」の「繰延税金負債」283百万円に含めて表示しております。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 28,883百万円 |
|----------------|-----------|

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

## (1) 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首   | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末    |
|-------|-------------|----|----|-------------|
| 普通株式  | 26,687,955株 | —  | —  | 26,687,955株 |

## (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2018年6月22日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 151百万円
- ②1株当たり配当額 6円
- ③基準日 2018年3月31日
- ④効力発生日 2018年6月25日

2018年10月29日の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 227百万円
- ②1株当たり配当額 9円
- ③基準日 2018年9月30日
- ④効力発生日 2018年12月3日

## (3) 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2019年6月21日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

## 普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 126百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 5円
- ④基準日 2019年3月31日
- ⑤効力発生日 2019年6月24日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形および売掛金ならびに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、債権管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

(単位：百万円)

|             | 連結貸借対照表<br>計上額(※) | 時 価 (※) | 差 額 |
|-------------|-------------------|---------|-----|
| ①現金および預金    | 9,425             | 9,425   | —   |
| ②受取手形および売掛金 | 5,685             | 5,685   | —   |
| ③電子記録債権     | 1,273             | 1,273   | —   |
| ④投資有価証券     |                   |         |     |
| その他有価証券     | 3,560             | 3,560   | —   |
| ⑤支払手形および買掛金 | (1,263)           | (1,263) | —   |
| ⑥電子記録債務     | (2,602)           | (2,602) | —   |

(※) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

#### ①現金および預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### ②受取手形および売掛金、ならびに③電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### ④投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額18百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

#### ⑤支払手形および買掛金、ならびに⑥電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,143円92銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 40円84銭    |

## 計算書類

## 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目                 | 金 額           |
|-----------------|---------------|---------------------|---------------|
| (資産の部)          |               | (負債の部)              |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>17,339</b> | <b>流動負債</b>         | <b>5,445</b>  |
| 現金および預金         | 7,057         | 支払手形                | 114           |
| 受取手形            | 2,272         | 電子記録債権              | 2,602         |
| 電子記録債権          | 1,273         | 買掛金                 | 1,088         |
| 売掛金             | 3,188         | リース債務               | 19            |
| 商品および製品         | 1,337         | 未払金                 | 479           |
| 仕掛品             | 1,064         | 未払費用                | 535           |
| 原材料および貯蔵品       | 871           | 未払法人税等              | 178           |
| その他の            | 281           | その他の                | 427           |
| 貸倒引当金           | △6            | <b>固定負債</b>         | <b>1,140</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>17,708</b> | リース債務               | 229           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>6,348</b>  | 繰延税金負債              | 217           |
| 建物              | 1,344         | 環境対策引当金             | 315           |
| 構築物             | 75            | 資産除去債務              | 301           |
| 機械および装置         | 719           | 長期未払金               | 56            |
| 車両運搬具           | 15            | その他の                | 20            |
| 工具器具備品          | 185           | <b>負債合計</b>         | <b>6,585</b>  |
| 土地              | 3,632         | (純資産の部)             |               |
| リース資産           | 229           | <b>株主資本</b>         | <b>27,016</b> |
| 建設仮勘定           | 147           | 資本金                 | 5,057         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>188</b>    | 資本剰余金               | 4,641         |
| ソフトウェア          | 188           | 資本準備金               | 4,641         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>11,170</b> | <b>利益剰余金</b>        | <b>17,780</b> |
| 投資有価証券          | 3,579         | 利益準備金               | 635           |
| 関係会社株式          | 4,249         | その他利益剰余金            | 17,144        |
| 関係会社出資金         | 33            | 固定資産圧縮積立金           | 16            |
| 関係会社長期貸付金       | 2,997         | 別途積立金               | 11,170        |
| その他の            | 311           | 繰越利益剰余金             | 5,957         |
| <b>資産合計</b>     | <b>35,047</b> | <b>自己株式</b>         | <b>△462</b>   |
|                 |               | <b>評価・換算差額等</b>     | <b>1,445</b>  |
|                 |               | <b>その他有価証券評価差額金</b> | <b>1,445</b>  |
|                 |               | <b>純資産合計</b>        | <b>28,461</b> |
|                 |               | <b>負債・純資産合計</b>     | <b>35,047</b> |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額 |        |
|---------------|-----|--------|
| 売上高           |     | 22,710 |
| 売上原価          |     | 17,522 |
| 売上総利益         |     | 5,187  |
| 販売費および一般管理費   |     | 4,516  |
| 営業利益          |     | 671    |
| 営業外収益         |     | 501    |
| 受取利息および配当金    | 213 |        |
| 為替差益          | 226 |        |
| その他の          | 61  |        |
| 営業外費用         |     | 146    |
| 固定資産除却損       | 53  |        |
| 支払手数料         | 90  |        |
| その他の          | 2   |        |
| 経常利益          |     | 1,026  |
| 税引前当期純利益      |     | 1,026  |
| 法人税、住民税および事業税 | 238 |        |
| 法人税等調整額       | 37  | 275    |
| 当期純利益         |     | 750    |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本         |                 |             |       |               |      |        |
|---------------------|-----------------|-----------------|-------------|-------|---------------|------|--------|
|                     | 資 本 金           |                 | 資 本 剰 余 金   |       |               | 自己株式 | 株主資本合計 |
|                     |                 |                 | 資 本 準 備 金   |       | 資 本 剰 余 金 合 計 |      |        |
| 当 期 首 残 高           | 5,057           |                 | 4,641       |       | 4,641         |      |        |
| 当 期 変 動 額           |                 |                 |             |       |               |      |        |
| 剰 余 金 の 配 当         |                 |                 |             |       |               |      |        |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |                 |                 |             |       |               |      |        |
| 当 期 純 利 益           |                 |                 |             |       |               |      |        |
| 自己株式の取得             |                 |                 |             |       |               |      |        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |                 |                 |             |       |               |      |        |
| 当 期 変 動 額 合 計       | —               |                 | —           |       | —             |      |        |
| 当 期 末 残 高           | 5,057           |                 | 4,641       |       | 4,641         |      |        |
|                     | 株 主 資 本         |                 |             |       |               |      |        |
|                     | 利 益 剰 余 金       |                 |             |       |               | 自己株式 | 株主資本合計 |
|                     | 利益準備金           | そ の 他 利 益 剰 余 金 |             |       | 利益剰余金合計       |      |        |
| 固定資産<br>圧縮積立金       |                 | 別途積立金           | 繰越利益<br>剰余金 |       |               |      |        |
| 当 期 首 残 高           | 635             | 21              | 11,170      | 5,583 | 17,409        | △462 | 26,646 |
| 当 期 変 動 額           |                 |                 |             |       |               |      |        |
| 剰 余 金 の 配 当         |                 |                 |             | △379  | △379          |      | △379   |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |                 | △4              |             | 4     | —             |      | —      |
| 当 期 純 利 益           |                 |                 |             | 750   | 750           |      | 750    |
| 自己株式の取得             |                 |                 |             |       |               | △0   | △0     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |                 |                 |             |       |               |      |        |
| 当 期 変 動 額 合 計       | —               | △4              | —           | 374   | 370           | △0   | 370    |
| 当 期 末 残 高           | 635             | 16              | 11,170      | 5,957 | 17,780        | △462 | 27,016 |
|                     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |                 |             |       | 純 資 産 合 計     |      |        |
|                     | その他有価証券評価差額金    |                 | 評価・換算差額等合計  |       |               |      |        |
| 当 期 首 残 高           | 1,847           |                 | 1,847       |       | 28,493        |      |        |
| 当 期 変 動 額           |                 |                 |             |       |               |      |        |
| 剰 余 金 の 配 当         |                 |                 |             |       | △379          |      |        |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |                 |                 |             |       | —             |      |        |
| 当 期 純 利 益           |                 |                 |             |       | 750           |      |        |
| 自己株式の取得             |                 |                 |             |       | △0            |      |        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △402            |                 | △402        |       | △402          |      |        |
| 当 期 変 動 額 合 計       | △402            |                 | △402        |       | △32           |      |        |
| 当 期 末 残 高           | 1,445           |                 | 1,445       |       | 28,461        |      |        |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

商品・製品・仕掛品・原材料・貯蔵品

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

有価証券 子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

①時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

但し、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

リース資産

定額法

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、その合理的な見積額に基づき計上しております。



退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生事業年度の翌期より、定率法（5年）により費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

②消費税等の会計処理の方法

税抜方式を採用しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(表示方法の変更)

貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前事業年度282百万円）は、当事業年度においては「固定負債」の「繰延税金負債」217百万円に含めて表示しております。

4. 貸借対照表に関する注記

|                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                   | 26,322百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示したものを除く） |           |
| 短期金銭債権                               | 348百万円    |
| 短期金銭債務                               | 502百万円    |

5. 損益計算書に関する注記

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 関係会社との取引高       |          |
| 営業取引による取引高      |          |
| 売上高             | 2,567百万円 |
| 仕入高             | 4,280百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 129百万円   |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

|                    |            |
|--------------------|------------|
| 当事業年度の末日における自己株式の数 |            |
| 普通株式               | 1,355,169株 |

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、環境対策引当金および未払賞与の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

| 種類  | 会社等の名称                                | 議決権等の<br>所有(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係             | 取引の内容     | 取引金額<br>(注3) | 科目                      | 期末残高  |
|-----|---------------------------------------|------------------------|---------------------------|-----------|--------------|-------------------------|-------|
| 子会社 | PT.Teraoka<br>Seisakusho<br>Indonesia | 所有                     | 同社製品の仕入<br>資金の援助<br>役員の兼任 | 商品仕入(注1)  | 3,693        | 買掛金<br>長期貸付金<br>その他流動資産 | 228   |
|     |                                       | 直接<br>93.9%            |                           | 資金の返済     | 449          |                         | 2,997 |
|     |                                       | 間接<br>6.1%             |                           | 利息の受取(注2) | 87           |                         | 54    |

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。

(注2) PT.Teraoka Seisakusho Indonesiaに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,123円51銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 29円63銭    |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

株式会社 寺岡製作所  
取締役会 御中

井上監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 平松正己 ㊞  
指定社員 業務執行社員 公認会計士 林映男 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社寺岡製作所の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社寺岡製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

株式会社 寺岡製作所  
取締役会 御中

井上 監査法人

指定社員 公認会計士 平松正己 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 林 映男 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社寺岡製作所の2018年4月1日から2019年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

**計算書類等に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載されている、当社の一部製品に関する不適切行為について、独立性ならびに中立性が担保された調査委員会からの提言を受けて、実効性のある再発防止策を策定し、着実かつ適切に実施しております。監査役会といたしましては、引き続きその実施状況の徹底、生産管理体制および品質管理体制の強化、ならびにコンプライアンス態勢の継続的改善を注視してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月23日

|            |      |     |
|------------|------|-----|
| 株式会社 寺岡製作所 | 監査役会 |     |
| 常勤監査役      | 野見山  | 豊 ㊟ |
| 社内監査役      | 渡邊   | 順 ㊟ |
| 社外監査役      | 三宅正樹 | ㊟   |
| 社外監査役      | 境晴繁  | ㊟   |
|            |      | 以上  |

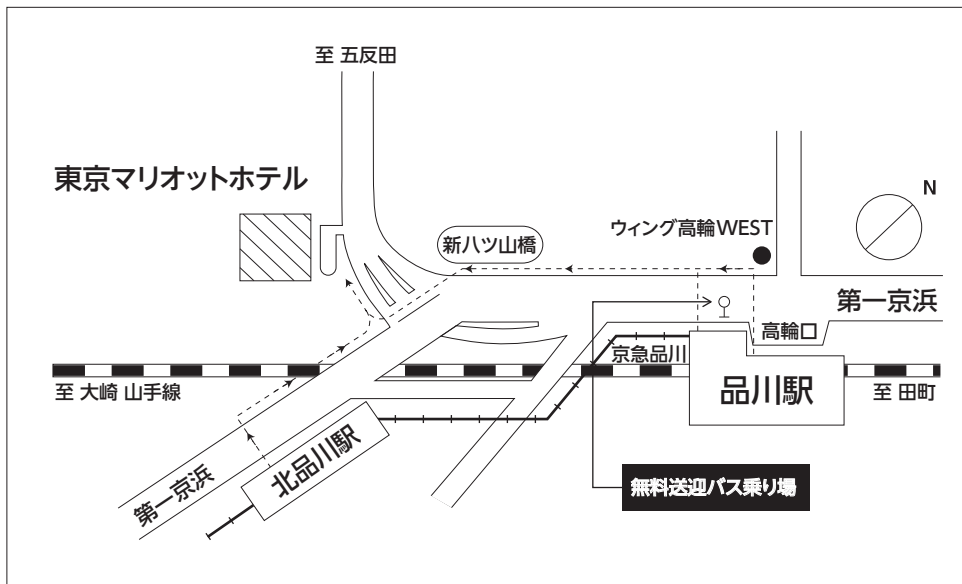
# 第109期定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都品川区北品川四丁目7番36号

東京マリオットホテル

地下1階 **ゴテンヤマ ボールルーム ノース**

TEL (03) 5488-3911



## ◎交通のご案内

J R 「品川駅」 高輪口より五反田方面へ徒歩10分  
 京急電鉄「北品川駅」 五反田方面へ徒歩3分

## ◎無料送迎バスのご案内

J R 品川駅高輪口を出て左、ウイング高輪EAST前の都営バス⑥番乗り場からご利用ください。所要時間約5分

|    | 品川駅発 御殿山トラストシティ行 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----|------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 8時 | 00               | 08 | 15 | 20 | 25 | 30 | 35 | 40 | 45 | 50 | 55 |
| 9時 | 00               | 06 | 12 | 18 | 24 | 30 | 37 | 44 | 52 |    |    |

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
 フォントを採用しています。